

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)一覧表

事業内容	種 別	対 象 事 業				申請書提出先	申請方法	
		【支援金①】	【支援金②】	【支援金③】	【慰労金】			
		介護サービス提供支援事業(感染症対策に必要なかかり増し経費)	在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	・1人20万円又は5万円 ・1人につき1回限る。			
介護サービス事業所・施設等	在宅サービス事業所※1	訪問系サービス事業所 ※2	○	○	○	○	国保連合会	インターネット申請
		通所系サービス事業所 ※3	○	○	○	○	国保連合会	インターネット申請
		短期入所系サービス事業所 ※4	○	○	○	○	国保連合会	インターネット申請
		多機能型サービス事業所 ※5	○	○	○	○	国保連合会	インターネット申請
	介護施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所	○	×	×	○	国保連合会	インターネット申請
		養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所は国保連合会へ申請)	○	×	×	○	広島県	電子申請(メール)
	生活介護支援サービス事業	訪問型サービス、通所型サービス【指定】※6	○	○	○	○	国保連合会	インターネット申請
		訪問型サービス、通所型サービス【委託・補助等】	×	×	×	○ ※7	広島県	電子申請(メール)
		その他生活支援サービス ①栄養改善を目的にした配食サービス ②住民がボランティア等が行う見守り など	×	×	×	○ ※7	広島県	電子申請(メール)
		介護予防支援事業(介護予防マネジメント) ※6 ○地域包括支援センター	○	○	○	○	国保連合会	インターネット申請

【例外的取扱い事業所等】

国保連合会に登録されている口座が債権譲渡されている事業所・施設等		広島県	電子申請(メール)
介護サービス事業所・施設等の口座に慰労金を受け入れて、職員に給付を行うことが制度的にできない事業所等(市町直営の事業所等で適当な勘定項目がないなど、予算措置等の関係から代理受領が行えない事業所等) ※公設の地域包括支援センターや特別養護老人ホーム等	支援金	国保連合会	インターネット申請
	慰労金	広島県	電子申請(メール)
介護サービス事業所・施設等を退職した者は、原則、対象期間に勤務していた事業所等で申請を行うが、連絡先が把握できない場合など、一括して申請を行うことができない職員は、広島県へ直接申請する。		広島県	郵送(紙申請)

※1 介護予防サービスを含む。(介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。)

※2 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

※3 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

※4 短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

※5 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

※6 通所型は通所介護事業所と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

※7 慰労金の給付対象者は、広島県における緊急事態宣言発令中に市町からの要請を受けて業務を継続していた事業所の職員である。